平成２１年（フ）第３８３号
神奈川県相模原市津久井町中野1670番地６
債務者　伊藤　慶貴
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３９７号
神奈川県相模原市橋本５丁目25番６号　メゾンドアミ101
債務者　宮本　真美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１９８３号
横浜市南区永楽町２丁目17番地５　トリムパークマンション402号
債務者　堀尾　　守
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１３２号
横浜市鶴見区北寺尾１丁目８番22号　パインコートＡ201
債務者　佐々木玲子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５８号
神奈川県相模原市上溝2259番地10
債務者　城間　宏志
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１４７号
静岡県富士市中央町２丁目５番９号　202号、前住所静岡県伊東市川奈1182番地の12　沢田ハイツ106号
債務者　小池　信司
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第３７９号
静岡県湖西市駅南１丁目10番61号　コーポルピナス102
債務者　後藤　辰也
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２１８０号
横浜市瀬谷区下瀬谷３丁目４番地３
債務者　森　　美樹
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１６号
長野県南佐久郡佐久穂町大字宿岩406番地３　コーポ市川203
債務者　新海　剛次
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第６０３号
愛知県豊田市若林東町中外根65番地　県営４―204号
債務者　中嶋　洋子（旧姓加納）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
岡山県倉敷市児島赤崎２丁目７番42号15号
債務者　大村フミ子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５４４号
岡山市北区下中野1230番地９　レオパレス21マユリカ101号室
債務者　徳田　佳江
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５５６号
岡山市北区西崎２丁目11番27号　河口コーポ205号、前住所岡山市南区南輝２丁目12番１号　202号
債務者　内海夕紀子（旧姓下方）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５５８号
岡山市南区西市123番地１
債務者　井上　重治
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３２号
青森市大字新城字平岡216番地２　グランドカーサⅢ―102
債務者　千田　　仁
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係